

多量排出事業者の皆様へ

廃棄物処理法が改正され、(特別管理)産業廃棄物処理計画書等の記載方法が変更になります。(平成 23 年 4 月 1 日施行)

多量排出事業者に係る改正内容は次のとおりです。

○ 改正内容(多量排出事業者に関すること)

- ・産業廃棄物処理計画書の様式が定められ、計画等記載事項が変更になりました。

これまでは、岡山県指定様式で産業廃棄物処理計画を作成していただいていたが環境省令で定められた統一様式で作成していただくこととなります。

処理委託量の内訳について、再生利用、熱回収の別や、認定熱回収施設設置者又は優良認定処理業者の別に記載していただくこととなります。

※ 様式は、循環型社会推進課ホームページ(多量排出関係 URL)にてダウンロードできます。

- ・罰則規定が設けられました。

計画及び実施状況報告書を提出せず又は虚偽記載をした場合は、20 万円以下の過料に処せられます。

※ 前年度の処理計画書の提出の有無にかかわらず、平成 21 年度中の発生量が、産業廃棄物にあつては 1,000t 以上、特別管理産業廃棄物にあつては 50 t 以上である事業場を設置している事業者は、平成 22 年分に係る実施状況報告書の提出が必要となります。

- ・公表方法が変更になりました。

循環型社会推進課及び各県民局で公表日から 1 年間、縦覧していましたが、循環型社会推進課ホームページで公表することとなります。(平成 23 年 10 月 1 日公表予定)

上記詳細については、循環型社会推進課ホームページをご覧ください。

なお、ご不明な点等ございましたら、当課又は所管の県民局にお問い合わせください。